

被災者への個別ヒアリング調査について

1. 第1回個別ヒアリングの対象者

- ・住家被害のあった罹災証明交付世帯（約 150 件、元町地区優先）

2. 第1回個別ヒアリングの実施時期

- ・平成 26 年 4 月 17 日（木）頃から 4 月下旬までを予定

3. 第1回個別ヒアリング実施の流れ

- ・町職員が被災者へ電話で訪問のアポイントを取る。
- ・町職員（管理職）を含む 3 名で班を構成。7 班体制で被災者を個別訪問し、ヒアリングを行う。
- ・概ね 1 週間で島内の対象世帯のヒアリングを完了する。島外の対象世帯については、後日個々に対応する。

4. 被災者への段階的ヒアリングの実施イメージ

- ・ヒアリングで得た被災者の意向を地区分科会へ示し、被災者間で共通認識を持ちながら住宅再建、復興まちづくりへの要望を取りまとめる。取りまとめ結果は復興計画原案へ反映する。



